

京都府産業教育審議会農業教育に関する専門部会要綱

(設置)

第1条 京都府産業教育審議会は、今日の社会・産業界の変化や進展、生徒の学習希望や進路意識の変化に対応した府立高等学校の農業に関する学科における教育課程及び教育内容の在り方、農業教育の充実策についての専門的な調査研究を行うため、京都府産業教育審議会規則（昭和27年京都府教育委員会規則第3号）第5条の規定により、専門部会を置く。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、次の事項について調査研究を行う。

- (1) 求められる農業教育の在り方について
- (2) 地域の特性を活かした農業高校の在り方について

(組織)

第3条 専門部会は、専門委員で構成する。

- 2 専門委員は、別表のとおりとする。
- 3 専門委員は、その任務の終了と同時に退任するものとする。
- 4 京都府産業教育審議会会長は、必要に応じ前項の専門委員を増員又は減員することができる。

(部長及び副部长)

第4条 専門部会には、部長及び副部长をそれぞれ1名置く。

- 2 部長及び副部长は専門委員の互選によってこれを定める。
- 3 部長は、専門部会の会議を招集し、主宰する。
- 4 副部长は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第5条 専門部会の会議には、必要に応じ関係者を招き、意見や説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務については、京都府教育庁指導部高校教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部長が専門部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月13日から施行する。